

様式3-②

自動車運送事業者の事業停止処分

下記自動車運送事業者について、事業停止処分を行いました。

事業種別	一般貨物自動車運送事業
事業者名	羽後運送株式会社（法人番号4410001000680）
住所	（本社）秋田県秋田市向浜1丁目5番16号 （営業所）秋田県秋田市向浜1丁目5番16号
停止営業所	本社営業所
停止期間	（事業の全部停止） 令和2年11月17日～令和2年12月16日までの30日間 （車両使用停止処分） 3両×20日 計 60日車
処分日	令和2年11月4日
違反の内容	令和2年1月22日に実施した特別監査において、運行管理者の選任違反等が判明したもの。
累積違反点数	36点
車両数	21両（普通車21両）